

第22回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年4月25日(月) 午前9時～午前9時59分
2. 開催場所 湧水町栗野中央公民館 2階大ホール
3. 出席委員 (14名)
会長 15番
会長代理
委員 2番 3番 4番 5番 6番 7番 8番
9番 10番 11番 12番 13番 14番

4. 欠席委員 (1名) 1番

5. 議事日程

- 1 開会
 - 2 議事日程について
 - 3 議事録署名委員の指名について
 - 4 会期の決定について
 - 5 事務局報告
 - ① 合意解約報告書 (8件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (2件)
 - ③ 許可不要転用届 (1件)
 - 6 付議事件及び順序について
 - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
 - 日程第2 農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 5件)
 - 日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について (議案 2件)
 - 日程第4 非農地証明願の申請審議について (議案 3件)
 - 日程第5 空き家・空き地に付属する農地の別段の面積及び区域設定に関する規定
第6条第2項に係る別段面積及び区域の指定について (議案 1件)
 - 7 その他農政一般事項
 - 8 閉会
- ※ 総会後の日程

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 局長補佐 管理調整係長 事務補助員

議長 それでは只今から、第22回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。本日は、〇〇代理から所用のため、出席できない旨の申出がありました。日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、11番〇〇委員と12番〇〇委員を指名します。

議長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が8件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 1ページです。①合意解約申出書8件です。番号1。貸人、湧水町北方 〇〇。借人、湧水町北方 〇〇。土地、北方〇〇 田。〇〇㎡外1筆 計2筆 5,739 ㎡。あっせん等の希望は、無です。契約の期間、令和3年4月26日から令和8年3月31日。解約の理由、土地売買の為。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和4年3月31日。番号2。貸人、湧水町北方 〇〇。借人、湧水町木場 〇〇。土地、北方新替〇〇 田。〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年4月24日から令和7年4月30日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和4年3月31日。番号3。貸人、湧水町北方 〇〇。借人、霧島市牧園町万膳 〇〇。土地、木場吉原〇〇 田。〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和4年3月31日。番号4。貸人、湧水町米永 〇〇。借人、湧水町米永 〇〇。土地、米永川蔭〇〇。田。〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和3年1月1日から令和7年12月31日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和4年4月4日。番号5。貸人、湧水町米永 〇〇。借人、湧水町米永 〇〇。土地、米永川蔭〇〇。田。〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和元年5月1日から令和6年3月31日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和4年4月4日。番号6。貸人、湧水町米永 〇〇。借人、湧水町米永 〇〇。土地、米永上別府〇〇。田。〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成30年3月27日から令和5年4月30日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃貸借。

土地の引渡しの時期，令和4年4月4日。番番号7。貸人，鹿児島市小野〇〇。借人，湧水町川添 〇〇。土地，川添中水流〇〇。田。〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和3年11月25日から令和13年11月30日。解約の理由，自ら耕作するため。利用権の種類，使用貸借。土地の引渡しの時期，令和4年4月5日。番号8。貸人，湧水町木場 〇〇。借人，鹿児島市名山町 〇〇。土地，木場下佐牟田〇〇。畑。〇〇㎡外2筆 計3筆4,673㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，平成29年2月1日から令和9年1月31日。解約の理由，耕作者を変更するため。利用権の種類，賃貸借。土地の引渡しの時期，令和4年4月20日。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 無ければ，以上で合意解約申出書 を終わります。次に，農地法第3条の3第1項の規定による届出書が2件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 3ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が2件です。番号1。権利取得者，福岡市博多区光丘町 〇〇。権利取得日，令和3年2月17日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，北方京田〇〇。田。〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。番号2。権利取得者，湧水町米永 〇〇。権利取得日，令和4年2月18日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，米永木場原〇〇。畑。〇〇㎡外4筆 計5筆6,291㎡。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 無ければ，以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

議 長 つぎに許可不要転用届が，1件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 4ページです。許可不要転用届が1件です。番号1。届出人，鹿児島市鴨池新町 〇〇。土地の所在，川西牛ヶ谷〇〇番地 現況地目は畑です。転用の目的 農業用倉庫。該当規定 農地法第4条第1項第8号及び同施行規則第29条第1項第1号(2a未満の農業用施設の場合)に該当。その他参考となる事項 地籍図 平面・立面図 顛末書が添付されていました。

議 長 只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 無ければ，以上で許可不要転用届を終わります。以上で，事務局報告を終

わかります

議長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第235号 農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。まず、利用権設定の審査を行います。整理番号1号から整理番号51号まで、事務局の説明を求めます。

事務局 5ページです。日程第1 議案第235号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1)利用権設定です。整理番号1号から51号です。下の地区別集計表をご覧くださいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田 98,019 m²、畑 11,257 m²、小計 109,276 m²。6ページです。総括表です。これも合計だけ説明いたします。賃貸借分の田 66,366 m²、畑 10,329 m²。使用貸借分の田 31,653 m²、畑 928 m²。合計で田が 98,019 m²、畑が 11,257 m²、合計 109,276 m²です。7ページ以降それぞれ書いてあります。詳細はお目通しください。

議長 まず、整理番号1号から整理番号7号までを審査します。整理番号1号から整理番号7号については農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、13番、〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議長 休憩を閉じ、会議を開きます。整理番号1号及び整理番号7号の事務局の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号及び整理番号7号の資格審査については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号1号及び整理番号7号までの利用権設定に係る資格審査については、承認することに決定しました。

議長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

議長 休憩を閉じ会議を開きます。

議長 次に、整理番号8号から整理番号51号までを審議します。整理番号8号及び整理番号51号の事務局の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

3番 3番〇〇です。整理番号41番ですけれどもこの41番の畑につきましては、令和元年12月4日にあっせんの申し込みが出ているわけですのでけれどもこのあっせんの取り扱いにつきましてはどのような処理がなされたのでしょうか。

事務局 本人の方にですね。打ち切りの話をして、打ち切りの方向で通知をしたい
思っております。本人には、まだ通知をしておりません。

3 番 私も議案を見てお尋ねしたんですけどこういう議案としてですね案件を出
される前に、あっせん委員の方にそれなりに説明をいただきたいと思うん
ですけどいかがでしょうか。

事務局 誠にすみません。事務局の方がそこが抜けておりました。以後、気をつけ
て、あっせんの農地につきましては事前にあっせん委員に報告、ご相談申
し上げたいと思います。誠に申し訳ありませんでした。

議 長 他にありませんか。

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号8号及び整理番号51号の資格審査
については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号8号及び整理番号51号までの利用権設定
に係る資格審査については、承認することに決定しました。

議 長 次に、所有権移転の審査を行います。
整理番号1号について、事務局の説明を求めます。

事務局 5ページです。今度は、所有権移転の分です。地区別集計表の真ん中です。
今回は川西の田6,058㎡です。21ページです。議案第235号。農業経
営基盤強化促進法の資格審査について。所有権移転の部です。整理番号1。
所在、川添〇〇 田 農振内〇〇㎡、外4筆 計5筆 田5筆の6,058㎡。
譲渡人、薩摩川内市宮内町 〇〇。譲受人、湧水町中津川 〇〇。利用目
的、水稻。売買価格、45万円。移転時期、広告日。引渡時期、令和4年4
月25日。受人は認定農業者です。以上です。

議 長 それでは、整理番号1号について審査します。整理番号1号については農
業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、11番、〇〇委員が
抵触しますので、退席を求めるため暫時休憩します。
(〇〇委員退席)

議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。整理番号1号については、現地調査が行わ
れていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

2 番 2番〇〇です。農業経営基盤強化促進法に係る議案第235号整理番号1
号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、
議案書と議案参考資料の6ページから11ページをご参照ください。申請
内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、
良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の経営面
積従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たして
いることを協議し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

- 議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号は調査委員の報告は承認相当と
いうことです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号1号の資格審査については、承認すること
に決定しました。
- 議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。
(○○委員着席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。
以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。次
に日程第2, 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
に移ります。議案第236号から議案第240号までの5議案を一括上程
します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 22ページです。日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可
申請について 議案第236号。権利, 所有権移転 有償 自作地。所在,
北方京田○○。田。農振内○○㎡, 外1筆。計2筆5,739㎡。渡人, 湧水
町北方 ○○。受人, 湧水町北方 ○○。経営面積, 3,565㎡。外はお目
通してください。労力総数1。売買価格, 全部で180万円です。次に議案第
237号。権利, 所有権移転 有償 自作地。所在, 北方京田○○。田。
農振内○○㎡。渡人, 湧水町木場 ○○。受人, 湧水町北方 ○○。申請
事由, 外はお目通してください。労力総数1。売買価格, 全部で20万円で
す。次に, 議案第238号。権利, 所有権移転 有償 自作地。所在, 田
尾原川井田○○。田。 農振内○○㎡。渡人, 湧水町田尾原 ○○。受人,
湧水町北方 ○○。経営面積, 6,901㎡。外はお目通してください。労力総
数2。売買価格, 全部で12万3千円です。次に, 議案第239号。権利,
所有権移転 有償 自作地。所在, 恒次井手下○○。畑。 農振外○○㎡。
渡人, 湧水町恒次 ○○。受人, 霧島市横川町中ノ ○○。経営面積, 11,556
㎡。外はお目通してください。労力総数2。申請事由, 規模拡大。売買価格,
全部で3万円です。次に, 議案第240号。権利, 所有権移転 有償 自
作地。所在, 木場外堀○○。畑。 農振内○○㎡。渡人, 大阪府河内長野
市緑ヶ丘北町 ○○。受人, 湧水町木場 ○○。経営面積, 27,482㎡。外
はお目通してください。労力総数1。申請事由, 規模拡大。贈与, 叔父から
の贈与です。以上です。
- 議 長 農地法第3条の許可区分は湧水町農業委員会です。順を追って審議します。
まず, 議案第236号について審議します。議案第236号は, 現地調査

が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

3 番 3番〇〇です。農地法第3条に係る議案第236号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の12ページから16ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第236号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第236号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第237号について審議します。議案第237号は、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

3 番 3番〇〇です。農地法第3条に係る議案第237号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の12ページ、14ページ、17ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第237号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第237号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第238号について審議します。議案第238号は、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

4 番 4番〇〇です。農地法第3条に係る議案第238号の現地調査の報告をい

たします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の12ページ，18ページ，19ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第238号は調査委員の報告は許可相当と
いうことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第238号につきましては，許可相当と認め許
可することに決定しました。次に，議案第239号について審議します。
議案第239号は，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお
願いします。

4 番 4番〇〇です。農地法第3条に係る議案第239号の現地調査の報告をい
たします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表を
ご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考
資料の12ページ，20ページ，21ページをご参照ください。調査事項
の中で，現況地目は畑です。地域との調和要件は，すべて整っており特に
問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指
導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ま
した。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第239号は調査委員の報告は許可相当と
いうことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第239号につきましては，許可相当と認め許
可することに決定しました。次に，議案第240号について審議します。
議案第240号は，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお
願いします。

4 番 4番〇〇です。農地法第3条に係る議案第240号の現地調査の報告をい
たします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表を
ご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考

資料の12ページ, 22ページ, 23ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、現状は堆肥置き場になっておりましたので、今後除去する旨指導しました。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第240号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第240号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。以上で農地法第3条に規定する所有権移転の許可申請についてを終わります。

議長 次に、日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題とします。議案第241号から議案第242号までの2議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 事務局 24ページです。日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第241号。権利, 所有権移転 有償。所在, 般若寺橋口〇〇。畑。農振外〇〇㎡。二種農地。渡人, 湧水町鶴丸 〇〇。受人, 広島県広島市西区楠木 〇〇。用途, 太陽光発電施設。申請事由, 現在, 農地として活用が出来ておらず, 草刈等の管理のみを行っているので, 太陽光発電に売買を行い, クリーンエネルギーの普及と地域貢献を図るため。土地利用図, ガイドライン通知書が添付されています。次に, 議案第242号。権利, 所有権移転 有償。所在, 鶴丸吹上〇〇。畑。農振外〇〇㎡。三種農地。渡人, 兵庫県明石市松江 〇〇。受人, 湧水町鶴丸 〇〇。用途, 駐車場。申請事由, 既に, 転用してしまったため, 正式に転用許可を申請する。土地利用図, 始末書が添付されています。以上です。

議長 それでは、順を追って審議します。まず議案第241号を審議します。議案第241号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

2 番 2番〇〇です。農地法第5条に係る議案第241号の現地調査の報告をいたします。調査日時, 調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地, 申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の24ページから29ページをご参照ください。周囲の状況は、北は道路, 東は原野, 南は川, 西は原野です。一般基準の他法令関係について

は、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、被害防除計画書及び誓約書並びに土地利用図がありました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第241号は調査委員の報告は許可相当ということですか。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第241号については、許可相当と認め、県知事に進達することに決定しました。

議 長 次に、議案第242号を審議します。議案第242号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

2 番 2番〇〇です。農地法第5条に係る議案第242号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の24ページ及び30から33ページをご参照ください。周囲の状況は、北は山林、東は住宅、南は道路、西は宅地です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、被害防除計画書及び誓約書並びに土地利用図、顛末書がありました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

8 番 8番〇〇です。この始末書がついているのですがこの中で、平成23年に売買により取得しましたとあるのですが、この時点で3条申請は出されていないのでしょうか。3条申請が出されていれば鶴丸の方に移動しているわけでこの始末書でよいと思いますけど、そうでなければ連名の始末書になると思うのですが。

事務局 はい、すみません。3条はですね、当時出されていなかったようで、台帳にも記録はありません。今回5条で出されたものと思っております。始末書につきましては、基本的に連名の場合もあるのですが、転用した方

が出すことになり、今回〇〇さんが売買したけれども正式な手続きを踏ま
ずに農地を無断転用され今回5条で申請、始末書については、鶴丸で頂い
ております。

議 長 他にありませんか。

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第242号は調査委員の報告は許可相当
ということです。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ござい
ませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第242号につきましては、許可相当と認め、
県知事に進達することに決定しました。以上で、農地法第5条の規定によ
る所有権移転の許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第4 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議
案第243号から議案第245号までの3議案を一括上程します。事務局
の説明を求めます。

事務局 25ページです。日程第4 非農地証明願の申請審議について。議案第2
43号。願出人、鹿児島市西陵 〇〇。土地、川西外戸口〇〇。田。〇〇
㎡外畑1筆、合計2筆1,225㎡。所有者、本人。非農地とする理由、父の
死去(平成25年11月6日)に伴い、耕作を辞め山林化したため。非農地
判定基準、湧水町農業委員会非農地証明書交付基準第2条(2)(3)。議
案第244号。願出人、湧水町稲葉崎 〇〇。土地、稲葉崎保木山〇〇。
田。2,378㎡。所有者、本人。非農地とする理由、申請地は、鳥獣による
被害が大きく、また3年程前に災害等を受けて耕作出来なくなり、農地へ
の復旧が困難である。非農地判定基準、湧水町農業委員会非農地証明書交
付基準第2条(7)(8)。議案第245号。願出人、湧水町北方 〇〇。土
地、北方宇土〇〇。畑。〇〇㎡外2筆、合計4,239㎡。所有者、本人。非
農地とする理由、申請地は、平成16年3月に杉を植林し山林化したため。
非農地判定基準、湧水町農業委員会非農地証明書交付基準第2条(9)。

議 長 議案第243号について審議します。本議案については現地調査が行われ
ていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

2 番 2番〇〇です。非農地証明願いに係る議案第243号の現地調査の報告を
いたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧
表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案
参考資料の34ページから37ページをご参照ください。調査意見は、平
成25年頃から荒廃化し山林化しており、今後、農地への復元が困難な土
地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地に
は影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号

に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第243号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案243号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議長 次に、議案第244号について審議します。本議案につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

3番 3番〇〇です。非農地証明願いに係る議案第244号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の38ページから41ページをご参照ください。調査意見は、3年ほど前に災害を受けており、鳥獣被害も大きいことから、今後、農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第7号、第8号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第244号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案244号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議長 次に、議案第245号について審議します。本議案につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

4番 4番〇〇です。非農地証明願いに係る議案第245号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の38ページ及び42ページから46ページをご参照ください。調査意見は、平成16年頃に植林したため山林化しており、今後、農地へ

の復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第9号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第245号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案245号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 以上で、非農地証明願の申請審議について を終わります。

議 長 次に日程第5 空き家・空き地に付属する農地の別段の面積及び区域設定に関する規程第6条第2項に係る別段面積及び区域の指定について を議題とします。議案第246号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 26ページです。日程第5 空き家・空き地に付属する農地の別段の面積及び区域設定に関する規程第6条第2項に係る別段面積及び区域の指定について。議案第246号。所在、川西牛ケ谷〇〇。畑外1筆、合計830㎡農振外〇〇㎡。登録物件からの距離、50m以内。申請人、鹿児島市鴨池新町 〇〇。登録物件、川西牛ケ谷〇〇。宅地 空き家。議案参考資料に航空写真が添付されています。以上です。

議 長 それでは、議案第246号について審議します。議案第246号については現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

2 番 2番〇〇です。空き家・空き地に付属する農地の別段の面積及び区域指定に伴う議案第246号の現地調査について報告いたします。調査日時、調査委員等については、別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請の内容は、別段面積及び区域の指定に伴う現況確認です。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の48ページから52ページまでをご参照ください。調査意見は、周囲を田、畑、宅地に囲まれており現況から見ても耕作可能な農地と判断される。また、空き家・空き地に付属する農地の別段面積及び区域設定に関する規程第7条に規定されている農地でないことから区域指定相当と判断しました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問・ご意見等がなければ、議案第246号は調査委員の報告は区域指

定相当ということです。区域指定相当と認め、告示・登録を行い、町へ登録した旨を通知することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第246号につきましては区域指定相当と認め、町へ報告することに決定しました。以上で、空き家・空き地に付属する農地の別段の面積及び区域設定に関する規程第6条第2項に係る別段面積及び区域の指定について を終わります。

議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長 無ければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第22回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前9時59分

11番

12番

議 長
